

職員の懲戒処分について

1 審議した会議（開催日）

令和3年度5月定例教育委員会（令和3年5月20日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

- ① 令和2年8月24日（月）、宮崎市内で普通乗用自動車を運転中、指定速度違反で検挙されたが、違反はしていないと主張し、交通反則告知書の受け取りを拒否した上、職業を偽って伝えた。その後の警察からの出頭要請にも応じない状況があり、令和3年3月3日（水）、「道路交通法違反 速度超過」容疑で逮捕され、令和3年3月12日（金）に宮崎区検察庁において略式起訴となり、宮崎簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた、宮崎市の小学校教諭の減給10分の1（1月）

- ② 令和2年9月22日（火）、都城市内で普通乗用自動車を運転中、交差点に黄色信号で進入し通過しようとした際に、通行人を転倒させる事故を起こし、相手に約8週間を要する傷害を負わせた、都城市の臨時的任用講師の戒告

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、事故を起こした本人の勤務態度について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。